

平成29年第2回臨時会

○議長 宮城清政君 ただいまから、平成29年第2回南風原町議会臨時会を開会いたします。

○議長 宮城清政君 ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時07分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 上原喜代子議員、13番 玉城 勇議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第40号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第2号）

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第40号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第40号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第2号） 平成29年度南風原町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億5,956万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第40号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第2号） 平成

29年度南風原町の一般会計補正予算（第2号）について、概要説明をいたし2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、犯罪を抑止し安心・安全のまちづくりを目的とし防犯灯と防犯カメラを整備する沖縄安全対策事業費補助金の追加交付決定により、補正の必要が生じたので歳入歳出それぞれ360万円を追加し、補正後の一般会計予算額は134億5,956万1,000円となります。

歳入について説明いたします。6ページをお願いします。13款2項6目、総務費国庫補助金360万円の増額補正は、先ほど申し上げた沖縄安全対策事業費補助金の追加交付決定によるもので、補助率は10分の10となります。

続きまして、7ページの歳出です。2款1項7目、防犯対策費360万円の増額補正は、歳入の6ページで説明した追加交付分の防犯灯・防犯カメラ整備工事請負費です。追加分の設置予定箇所は、防犯灯が自治会と協議した箇所、津嘉山・本部・兼城へ約14台、防犯カメラが本部公園と宮城公園に各1台ずつ追加設置を予定しております。

以上が、議案第40号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 2,700万円ぐらいだったと思うのですがけれども、あれでも防犯灯・カメラが設置するということだったはずですが。今度のこの予算増、追加で出てきたのはなぜか。要するに、設置する箇所ですけれどもこれでは足りないというこちらからの要請なのか、予算があるということでも国からきたのかそれがよく分からないのでその点をお伺いします。

それから、自治会と協議した結果、津嘉山、本部、兼城が防犯灯と3カ所出ているのですがけれども、前回出された100基ぐらいでしたがその時にこの3カ所は足りないということだったのか。最初から足りなくしてあったのかそれはよく分からないのですがけれども、こちらはなんでこうなったのかということです。もちろんカメラもそうです。本部と宮城に1台ずつ増やしているわけですから、これで2台ずつになるはずなのですね。そのへんの経緯をお伺いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今回の追加でございますが、第一次配分が6月補正を行った2,720万円でございます。各市町村とも1回目の要請ではそれ以上に要請しましたが、配分ということで2,720万円になったということです。この後に、再配分ということで今回の360万円となったということです。こちらからの要請でということではございません。国からの追加配分ということです。

なぜここかということですが、前回6月補正の防犯灯おおむね100基は、この2,720万円に合わせたと言いますか、防犯カメラも各都市公園に1基ずつ、黄金森を除いて1基ずつとしたのです。

が、やはり面積とか公園の形状と言いますか状況からして宮城と本部にもあと1基ずつ設置したらより効果は上がるであろうということの補正となっております。それは予算があればもっと付ける所はあるのですが、これも予算の範囲でより有効な場所に設置ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 追加分については、特に当町から要請したものではなくて、お金が再配分としてきたということですよ。

それから、防犯灯の設置場所ですが、前は特に場所がどこということでは説明がなかったはずだと記憶しているのですけれども、その設置場所は決められているのですか。今度また3字としたということは、ここがちょっと足りないだろうということでの配置だと思うのですけれども、以前に一般質問で山川の後ろ側県道82号線の公民館から出てきた所に防犯灯が設置できないかと質問したことがあるのです。そうしたら、県道のほうなので交差点の車が交差する所にしかできないということでした。507号との交差点とか、それから元のみなもと造園の所とか、あとは体育センターから下りる所にもあったかな、それと宇平橋の所にしかないのです。他の所はないものですから設置してはどうかと質問したら、そういう交差点だけにしかできないというような説明を受けた覚えがあるのです。今度のこの防犯灯は、皆さん方はどういう設置の仕方をするのか。例えば県道とか町道とか関係なくやるのか。それとも町道を主にやるということなのか。そのへんはどのようにするのか説明をお願いできませんか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 今の防犯灯の設置箇所についてお答えいたします。まず防犯灯の設置箇所については、やはり地域の要望を受けて設置していくのが一番望ましいだろうという観点からその設置場所を決めております。6月補正の段階で提案するにあたって、各自治会長にいったんこの防犯灯の趣旨を説明して各字からこの設置予定箇所が示されております。その合計が約100台程度ということになっております。今回は、約14台程度の追加ということですので、14台を地域から要望というと非常に少ない数ですので、その点については各字から出された以外にこの通りは防犯灯の設置が少ないのではないかと思われる場所を南風原町側から逆提案をして設置をしたというのがこの14カ所ということになっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時18分）

再開（午前10時20分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○総務課長 儀間博嗣君 この設置箇所については、町道、県道というようなことではなくて、まず地域からの要望での設置箇所に定めています。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛淳議員。

○11番 宮城寛淳議員 字からの要望がある所で、特に町道、県道という区別はされていないと、分かりました。では、この電気代、使用料の負担はどこになりますか。例えば字でやった防犯灯は全部字持ちになっているはずですが。県道は県でやっているのかな。そういうふうになると思うのですが、そのへんの費用は今後どのように持つのか。どうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 防犯灯の設置箇所についてなのですが、これまで防犯灯は設置されておりまして、字内の防犯灯については字で電気代を負担、維持管理は字管理となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時21分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先ほど、宮城寛淳議員からの質問に、前回は一次配分で今回が二次配分だと説明がありましたけれども、沖縄安全対策事業ですからこれは沖縄だけですよね。この総額が増えたということですか、それとも総額同じなかで一次配分、二次配分なのかということについてはどうなっていますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 総額が増えたということではございません。一次で全市町村に配分して、どういった配分だったかは国のほうでしか承知していないと思うのですが、それである程度、9割だったのか配分をして、今回の二次配分ということで再度、それぞれの市町村に配分があったということがございます。総額は一緒でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 南風原町においては、一次配分の時に防犯灯に関しては各字から意見を寄せてもらって要望してもらってそれを調整したら約100基になったということで、言わば南風原町に当初提示のあった分は全部、それに合わせて2,700万円でしたか配分したということでした。そうすると、総額は変わらないわけですから他の町村、県内のどこかで、それを全部こなさない、残さなければ二次配分はできないわけですよ。南風原町の場合と他所の市町村の防犯灯の在り方は違うのかも知れませんが、設置費用だとか維持管理の費用だとかなども考慮してそれぞれの町村で100の公金があったけれどもこれをうちは70程度に抑えておこうとか80程度に抑えようとかそういう町村がないと二次配分の財源はないわけですよ。そういうことになるわけですが、そういう理解でよろしいのかどうか。南風原町の場合は、ちょうど2,700に収めたということは、それ以上あったものを調整して減らさないとできないはずですよ。今度の二次配分については、役場がこの3字にここはちょっと不足していると思うけどどうかということ区長と調整したというような説明でしたけれども、一次配分で要望があつて切られた分を復活したということなのか。そのあたり、他所の町村との関係、沖縄県の総額との関係でそういったようなことなのか。それと、今の二次配分というのは一次要求の復活なのか、この点を説明してください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 他の市町村が一次配分された分の8割しか使われなくて2割が返されて今回の二次配分なのかどうかは分かりません。問合せしていないわけですから予想ですが、たぶん一次配分があった85か90パーセントぐらいだったのかなと、これで今回の二次になったのかということですね。一次配分で1回目の地域でのやり取りの中で、おおむね2,700万円の予算の範囲内で、字としてよりこちらに追加設置して欲しいと、現在の状況からの追加という意味です。現在ある防犯灯に対しての追加が最初の一次配分の時に各字の要請と本町と調整しまして配置が決まりました。更に今回あった分の予算の範囲内でより足りないだろうと町が考えている所に地域と相談して設置を予定しているということになります。決して国の予算が増えたから今回の二次ではないということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 一次でやった2,700万円あまりの分、トータルで見ると当初町が予定した数よりも多かったということはなかったのですか。普通に考えると、何かはある字との関係でここここは抑えてくれないとか、どうしてもそういう調整があるのが普通ですよ。今のは調整もなく、それと集落間ですか神里と喜屋武の間などもありましたのであるいはそういった所で調整したのか、このへんが分からないのだけれども、調整なしにスムーズに提示された予算のとおり入るとは普通考えられない。どうなのかお答えいただきたい。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 先ほど総務部長からありましたように、国の総額予算は動いておりませんで、一次配分の際から二次配分があることが示されておりました。われわれは、一次配分の際に地域からの要望を受けて防犯灯の設置ポイントを決定していきましたが、実は単価においても若干電柱がある、なし、あるいは防犯カメラの数においても公園に何台置くかというのも最大限のポイントを置いていたものですから、この予算が交付申請分においてはカメラの台数を多めに申請しておりました。がしかし、示された金額内でわれわれは設置していかなければいけないものですから、まずはやはり地域から要望のある防犯灯は最大限要望に応じていこうということで、一次配分において字からの防犯灯の要望箇所についてはある程度ポイントは要望に応じているかたちとなっております。その結果、防犯カメラは数を調整して一次配分を決定しました。二次については先ほど申し上げたとおり追加分の調整をしたところです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 1つは一次配分と二次配分、これは県をとおしてくるのですよね。(●声あり)直接来るのですか。それはいいのですけれども。それは、一次配分いくら、全体のうちの何パーセントというようなことが示されていたのかいないのか。そうであれば今の議論、答えは簡単ですよ。当初、一次配分で90パーセントを支給しますと、残りは二次配分を予定していますということだったら、そういうふうには示されていなかったのですか。金額だけですか。二次配分はあるとされながら、パーセントは分からないということだったのですか。どうもそのあたりが曖昧。

それから、前回議会で示された取扱要領でしたか、防犯カメラの取扱要領は、制定されているわけですか。示されたとおりで制定されたのか、それともどこか変更があったのか。あるいは、まだであれば変更の予定はあるのか。そこについてお聞かせください。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 まず、一次配分と二次配分との関係性なのですが、ちょうど6月議会の一次配分の提案を行って委員会などを行っている際に、二次配分の要望がある市町村は申請をしてくれというような動きをしている最中でした。それで委員会のほうで二次配分の要望は今言った本部と宮城公園に防犯カメラ2台を含めたことで考えて追加要請をして、防犯灯をプラスアルファでやることで要請している段階でした。結果については、まだその段階では来ていない状況であったのが一次配分と二次配分の当時の関係性です。

そのあと、もう1つ後半の質問にあります防犯カメラの管理運用等に関する規定についてです

が、6月議会終了後の7月議会に交付を行っております。内容については、委員会に示した同一の内容となっております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時32分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 質問します。防犯カメラについては、住民が監視されるということでいろいろと意見が分かれるようです。賛成する所もあれば駄目だという所もあるようですが、本町はその防犯カメラというのが町立の公園に設置される。地域からの反対はなかったのか。それから、講演にカメラが設置されることで、そこに地域の皆さん、町民の皆さんが遊びに来るのが減りはないのか。監視がされるということでのその心配はしなくていいのかな。どうでしょうか、この2つにお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 町立公園への防犯カメラの設置について、具体的に反対という声は届けられておりません。それと、議員がおっしゃったように監視という言葉ではございません。監視というのは、常駐してこの動画をずっと見ておくということだとわれわれは理解しております。何かあったとき、ほぼ事件ですね。事件があったときに、捜査と言いますかそういった段階で要請された場合のみ、このデータを取り出して調べるということでございますので、平日はわれわれ町のほうでも見たいから見るということではできません。そういったような運用基準になっております。ですから、利用者が減るということは想定しておりません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ではその監視、防犯カメラの映像がある。その保存、管理といったものをどこがやるのか。町がやるのか、それともどこか団体があるのですか。その映像はどこまでいくのか。例えば警察から要請がある、国から要請がある、そういったものの公開というのも出てくるのですか。撮った映像はどのように活用されるのか気になるところがありますので、それはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 カメラには記憶装置が入っています。そのへんは今後、入札とか仕様で決めるのですけれども、ハードディスクかも知れないですし、メモリのようなものかも知れない

い。これは機械に設置しっ放しで、14日間の繰り返しの書きです。あくまで監視はしません。この画像をリアルタイムで見ることはできません。何かあったとき、法令等に基づく場合、それから捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合、この2つの要件でしかデータを取り出して閲覧することはできないという基準になっております。何もなくて、この公園に誰が来たか見てみましょうというのはできないということでございます。仕組み上、このデータ、画像がどこかに飛んで、いつもこれで見ることができるということではございません。カメラに記憶装置が組み込まれて、それは先ほど言った2つの理由の場合のみ取り出して画像を確認するというような運用です。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 確認をしますが、そのデータが民間に行くことはないですね。そのまま皆さんが保存するのか、どこかが保存するのか、そのデータが一人歩きしたら困るわけよね。そういったものがないのかどうか、少し気になるころだったので質問させてください。そのデータが一人歩きすることがないような、民間に流れていくことがないような、もし民間に出たときにこのデータが変な面で活用されるようなことも困るわけですね。そういったことが全くないと言い切れるかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほどお答えしましたように、カメラに保存装置がございます。これがどういうふうに民間に渡るのか、われわれとして全く想定はしておりません。管理は南風原町です。犯罪捜査の場合のみ、あとは法令です。ですから、民間に渡るとしても想定はしておりませんし、ないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第40号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第40号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第40号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第41号 平成29年度南風原町立中学校コンピュータ教室機器等購入事業の売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第4. 議案第41号 平成29年度南風原町立中学校コンピュータ教室機器等購入事業の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第41号 平成29年度南風原町立中学校コンピュータ教室機器等購入事業の売買契約について 平成29年度南風原町立中学校コンピュータ教室機器等購入事業について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 平成29年度南風原町立中学校コンピュータ教室機器等購入事業。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 3,175万2,000円。4. 契約の相手方 那覇市字安謝638番地 株式会社興洋電子代表取締役多良間洋二。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、議案第41号 平成29年度南風原町立中学校コンピュータ教室機器等購入事業の売買契約について概要を説明いたします。まず、2ページの入札結果報告書をご覧ください。7月10日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで1,940万円となります。10社を指名し8社が入札に参加し、その結果、株式会社興洋電子が落札しました。

3ページをご覧ください。事業概要としては、事業名が平成29年度南風原町立中学校コンピュータ教室機器等購入事業。納入場所が南風原町中学校、南星中学校。納入期限が平成29年8月28日。現場説明が平成29年6月30日。入札日、平成29年7月10日となります。購入内容としては、①デスクトップパソコン先生用の本体1台を2校分で計2台。ディスプレイが2台の2校分で計4台。②デスクトップパソコン生徒用本体・ディスプレイとも40台の2校分で各計80台。アプリケーションサーバー本体1台の2校分で2台。④サーバー関連周辺機器等一式。⑤カラーLEDプリンター本体が1台の2校分で計2台。⑥学習支援及び授業支援ソフトウェア等学習支援ソフトウェア一式、授業支援ソフトウェア一式、動画編集ソフトウェア一式、バックアップソフトウェア一式となります。

4ページは、ただいま説明したイメージ図を掲載しております。5ページについては、株式会社興洋電子の実績表となりますので、お目とおしをお願いいたします。

以上で、議案第41号の概要説明とします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 質問させてください。この事業は、デスクトップパソコンで84台が予算化されていますね。そのデスクトップパソコンについての質問なのですけれども、メーカーはどちらのものが落札されているのか。それから、1台当たりの価格はいくらの想定なのか。それから、今後、何年使用を想定しているのか。

最後に、その使用後の使途がどうなっているか。住民に還元できないかを質問します。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 パソコンのメーカーは、富士通となります。また、生徒用パソコン1台当たり16万2,000円です。また、機器については、古くなっていることによる導入となっています。今後の使用については、おおむね5年から7年を計画しており、設置されている既存の古くなったパソコンについては故障、老朽化して取り換えることから、有償による処分を考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 1台当たり16万というのは、ディスプレイも含めてですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 生徒用パソコン本体のみで16万2,000円。ディスプレイは3万5,000円となっております。19万7,000円ということになります。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どういった機能がそのパソコンに備わっているかにもよると思うのですが、私が見た範囲、市販されているもので14,5万ぐらいが相場だと思います。どうですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 こちらについては、入札の前に設計書を作ります。その時も複数の業

者から見積もりを取って設計書を作っており、それに基づいた入札の予定価格、それで入札ということで、契約規則等に基づいた契約となっていますので、適切な金額だと考えております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 いくつかお伺いしたいと思います。先ほどの勝議員とのやり取りでは、古くなっているからということでしたが、それぞれ何年購入のものなのか明らかにしてください。

それから、入札の様子では1社を除いて全部辞退か予定価格よりもオーバーしていたということのようですけれども、その予定価格を超過した7社の中で、一番近いのはその下の会社ですが20万の差であるのですね。これでも予定価格を超過しているということです。そうすると予定価格は入札のあとに公表されているのですでしたか、そうでなければこんなに超過が出るはずがないですからね。入札の時点では見えないわけですよ。入札の在り方はそういうことでよろしいのですよね。今回は最低制限価格が設定されていない、これも答えてください。何社か事前に見積もりを取って予定価格を設定したわりには実際入札をやってみたら、またおそらくその見積もりを出した方はそれも類推して入札するのだろうけれども、予定価格を設定するための見積もりを出した方は求められて出した見積もりを基に予定価格が設定されるはずだからこれ以上にならないよという計算で普通は入れますよね。にもかかわらず、これだけ多くが予定価格よりもオーバーして、結局1社しか予定価格よりも下回っていないということになっています。このへんがなぜそうなのか大変不思議なのですけれども、これについてはどう考えますか。先ほどの質問と併せて答えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 まず、既存の機器については、平成21年度に導入しております。次に、予定価格については、契約規則に基づいて公表は事前・事後しておりません。また、最低限価格も同規則に基づいて設定しておりません。また、今回の入札に関しましては、この規則に基づいて設計書を作成し、それで予定価格を設定し、ということで規則に則って契約事務を行っていることから、適切な入札が行われたと認識しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、予定価格の公表は事前も事後もされていないと、そうするとこの議会で初めて報告されたという理解でよろしいですか。予定価格は今しか公表されていない。こういうことですね。それは今おっしゃったように契約規則の中でうたわれているのですか。確認します。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 議員おっしゃるとおり、予定価格についてはこの資料で初めて出したものであります。また、予定価格につきましては、契約規則には町長が必要と認めるときということで規定されており、通常の工事についてはまた別の要綱等で契約締結後に公表することになっており、今回の事業についての公表は通常しておりません。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 デスクトップでなければならない理由。今はノートとかタブレットも出てきているので、これでなければならない理由と、授業の支援ソフトウェアですが、この金額とともあるのかどうか伺います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 パソコンについては、いろいろ種類が出ていますが、パソコン教室に設置するものですから、画面の大きさなどその授業等を考慮した場合、デスクトップパソコンがいいということで学校とも調整を行い、機器を選定しております。また、支援ソフトについても金額が示されております。それぞれ、1ライセンス当たりの金額は契約書の中で示されております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 デスクトップであれば、ディスプレイが今までのものが使えたり、部分的な変更は可能だと思うのですけれども、一斉に換えなければいけない何か理由があるのかどうか。

それから、教育用のソフトウェアはフリーソフトも多いのです。これが使えないのか。このへの検討はされたかどうか伺います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 既存のモニタについては、老朽化していることから転用は考えておりません。今後、使うことによって授業に支障が出てきますので、よりよい教育環境整備のために取り換えることになっております。

また、授業用のソフトウェアについては、代表的なソフトウェアを使っておりますが、先生方によっては個人で無料ソフトとか自分で開発したデータを活用しての授業となっておりますの

で、今回示したソフトウェアだけの授業ではないということをご説明いたします。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案41号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第41号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第41号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第41号平成29年度南風原町立中学校コンピュータ教室機器等購入事業の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されました。その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成29年第2回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前11時56分）